

○車検拒否制度の運用について（例規通達）

平成18年 5 月31日

佐本交指発第87号

改正 平成29年 3 月17日佐本務発第256号

令和 4 年 2 月 8 日佐本交指発第24号

令和 5 年 2 月15日佐本交指発第33号

令和 7 年 3 月19日佐本運免発第87号

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の施行に伴い、車検拒否制度運用要領を別添のとおり制定し、平成18年6月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

車検拒否制度運用要領

1 趣旨

この要領は、車検拒否制度（放置違反金の納付を命じられた者が、当該放置違反金を督促の段階まで滞納している場合は、継続検査又は構造等変更検査時に納付等を証明する書面を提示しないときは、これらの検査を受けることができない制度）を円滑に運用するために、必要な事項を定めるものとする。

2 放置違反金滞納情報照会に対する対応

放置違反金滞納情報照会は、「自動車使用者本人又はその代理人からの照会」及び「放置違反金滞納情報照会利用者リスト登載自動車整備事業者（以下「自動車整備事業者」という。）」に区分して対応する。

なお、他の都道府県公安委員会からの放置違反金納付命令に係る事項の照会については、必要な調査を行い回答するものとする。

(1) 自動車使用者本人又はその代理人からの照会への対応

ア 照会窓口

自動車使用者本人又はその代理人からの照会先は、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）及び警察署とするが、電話、ファックス等による照会は受理しないものとする。

イ 照会の方法

自動車使用者本人又はその代理人からの照会は、「放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）」（様式第1号）で行うものとするが、その際、必要な本人確認を行

い、照会者が代理人の場合は併せて自動車使用者本人の委任状の提示を求め、照会させるものとする。

#### ウ 照会結果の回答

照会を受理した交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）又は警察署長は、放置駐車違反管理システムにより必要事項の調査を行い、照会者に対し、次の（ア）又は（イ）により回答するものとする。

（ア） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合は、「放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）」（様式第2号）に必要事項を記載して交付するものとする。

（イ） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答するものとする。

#### (2) 自動車整備事業者からの照会への対応

##### ア 照会窓口

自動車整備事業者からの照会先は、交通指導課及び警察署とするが、交通指導課においてはファックスでの照会のみを受理し、警察署においてはファックス、電話等による照会は受理しないものとする。

##### イ 照会の方法

自動車整備事業者からの照会は、「放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書」（様式第3号）で行うものとし、自動車使用者の同意があることを確認して受理するものとする。

#### ウ 照会結果の回答

照会を受理した交通指導課長又は警察署長は、放置駐車違反管理システムにより必要事項の調査を行い、照会者に対し、次の（ア）又は（イ）により回答するものとする。

（ア） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合は、「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）」（様式第4号）に必要事項を記載してファックスで回答するものとする。

（イ） 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答するものとする。

### 3 放置違反金等の納付書の再発行

#### (1) 警察施設の窓口における再発行

##### ア 再発行場所

交通指導課とする。

##### イ 再発行手続

必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合は併せて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行する。

#### (2) 郵送による再発行

##### ア 再発行場所

交通指導課とする。この場合、申請者の運転免許証（免許情報記録個人番号カードを含む。）の写し、現住所等を記載した返送用封筒及び切手の同封を求める。

##### イ 再発行手続

放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行し申請者に送付する。

### 4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

#### (1) 滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合

滞納処分により放置違反金等の金額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に「納付・徴収済確認書」（様式第5号）に交通指導課長又は警察署長の公印を押印した上で、交付すること。

#### (2) 放置違反金等を納付又は徴収された者が領収証書等を紛失した場合等

##### ア 申請窓口

放置違反金等を納付又は徴収された者が領収証書等を紛失した場合における当該徴収されたことを証する書面（納付・徴収済確認書）の交付申請は、「納付・徴収済確認書交付申請書」（様式第6号）で行うものとし、交通指導課及び警察署で受理する。ただし、郵送による交付申請は、申請者の運転免許証（免許情報記録個人番号カードを含む。）の写し、現住所等を記載した返送用封筒及び切手の同封を求め、交通指導課のみで受理する。

##### イ 申請の受理・交付等

必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人の場合は併せて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で「納付・徴収済確認書」に交通指導課長又は警察署長の公印を押印し、交付すること。

(3) その他

他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る「納付・徴収済確認書」の交付はできないことに留意すること。

様式第1号(2の(1)のイ関係)

年 月 日

放置違反金滞納情報照会書(本人・代理人用)

佐賀県警察 殿

以下の自動車及びその使用者について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 使 用 者 氏 名           |  |
| 番 号 標 の 番 号         |  |
| 照 会 者 氏 名           |  |
| 照 会 者 住 所           |  |
| 照 会 者 連 絡 先 電 話 番 号 |  |

様式第2号(2の(1)のウの(ア)関係)

年 月 日

放置違反金滞納情報回答書(本人・代理人用)

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

|             |  |
|-------------|--|
| 使 用 者 氏 名   |  |
| 番 号 標 の 番 号 |  |
| 違 反 番 号     |  |
| 照 会 者 氏 名   |  |

本件担当

佐賀県警察

所属名

担当者名

(連絡先 ○○○○—○○—○○○○)

様式第3号(2の(2)のイ関係)

車検を受ける皆様へ

平成18年6月から、都道府県公安委員会(警察)が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検(継続検査又は構造等変更検査)を完了することができないこととなりました(道路交通法第51条の7第1項及び第2項)。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際して御提示いただくようお願い申し上げます(納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。)

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせください。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、御協力をお願い申し上げます。

警 察 庁  
国 土 交 通 省

同 意 書

年 月 日

(自動車整備事業者名) 御中

この度、継続検査等の申請を貴社(店)に依頼するに当たり、貴社(店)が私及び私の自動車(番号標の番号： )に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を(自動車整備振興会を通じて)警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前(社名) \_\_\_\_\_

放置違反金滞納情報照会書(自動車整備事業者用)

年 月 日

佐賀県警察 殿

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 :  
整備事業場名 :  
電 話 : —  
F A X : —

様式第4号(2の(2)のウの(ア)関係)

年 月 日

放置違反金滞納情報回答書(自動車整備事業者用)

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

|             |  |
|-------------|--|
| 使 用 者 氏 名   |  |
| 番 号 標 の 番 号 |  |
| 違 反 番 号     |  |
| 照 会 事 業 場 名 |  |

本件担当

佐賀県警察

所属名

担当者名

(連絡先 ○○○○—○○—○○○○)

様式第5号(4の(1)のイ関係)

年 月 日

納付・徴収済確認書

以下の放置違反金納付命令については、既に放置違反金等が納付され、又は徴収されていることが確認されました。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 弁 明 通 知 書 の 番 号 ( 違 反 番 号 ) |  |
| 納付命令に係る自動車の番号標の番号           |  |
| 納 付 命 令 を 受 け た 者 の 氏 名     |  |
| 申 請 者 の 氏 名                 |  |

(本確認書は、道路交通法第51条の7第1項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣等に提示される場合に限って有効です。)

佐 賀 県 警 察  
所属長

公印

様式第6号(4の(2)のイ関係)

年 月 日

納付・徴収済確認書交付申請書

佐賀県警察 殿

以下の放置違反金納付命令について、納付・徴収済確認書の交付を申請します。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 弁 明 通 知 書 の 番 号 ( 違 反 番 号 ) |  |
| 納付命令に係る自動車の番号標の番号           |  |
| 納付命令を受けた者の氏名(フリガナ)          |  |
| 申 請 者 の 氏 名 ( フ リ ガ ナ )     |  |
| 申 請 者 の 住 所                 |  |
| 申 請 者 の 連 絡 先 電 話 番 号       |  |

注：交付される納付・徴収済確認書は佐賀県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係るものに限ります。他の都道府県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書については、当該他の都道府県公安委員会に対して交付を申請してください。

様式第1号（2の(1)のイ関係）

（令4佐本交指発24・全改）

様式第2号（2の(1)のウの（ア）関係）

様式第3号（2の(2)のイ関係）

（令5佐本交指発33・全改）

様式第4号（2の(2)のウの（ア）関係）

様式第5号（4の(1)のイ関係）

様式第6号（4の(2)のイ関係）

（令4佐本交指発24・全改）